

2 事業計画

令和3年度は、第31回JA栃木県大会の決議に基づく「創造的自己改革の実践 3か年計画」の最終年度として、JAの自己改革と持続可能なJA経営基盤確立・強化をすすめ、今後ともJAが組合員のニーズに応え、創意工夫ある取り組みが展開できるようJAを支援する。

また、第32回JA栃木県大会を開催するとともに、次期3か年計画の策定を支援する。

I. 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

1. 新たな地域農業戦略策定への取り組み【重点】

現行の地域農業革新戦略の進捗状況を把握するとともに、本県農業の将来像を描くため、2020年農林業センサスを踏まえた本県農業の「成り行きシミュレーション」等に基づき、中長期的な視点から、生産基盤の維持・向上、販売事業などJA施策に資する新たな戦略について研究するとともに、JAの営農・販売事業戦略等策定を支援する。

2. 担い手のニーズに応える個別対応

(1) 担い手経営体・中核的担い手の経営課題に対応した総合事業の提案の取り組み強化

県担い手協議会と連携し、専門家（税理士・中小企業診断士・社会保険労務士等）や行政機関OB、農業に精通した農家や法人経営者等を活用し、高度化・専門化する担い手の経営課題の解決を支援する。

(2) 「担い手サポートセンター」によるJAの支援・補完

協議会方式の担い手サポートセンターの事務局として、連合会担当部署との定例会議を開催し、担い手に関する情報を共有化するとともに、各連と連携して担い手対応を行う。

(3) 新型コロナウイルス対策

国の補正予算で措置された「高収益作物次期作支援交付金」「経営継続補助金」について、申請した農業者が適正に事業を実施し、実績報告が行われるようJAの取り組みを支援する。

3. マーケットインに基づく生産・販売事業方式の確立

(1) 耕種・園芸・畜産に係る関係機関・団体と一体となった振興

需要が見込める飼料用米や麦・大豆、露地野菜の導入・拡大及び畜産クラスター等の活用等について、関係機関・団体と一体となって推進するとともに、優良事例等の情報を提供する。

(2) JA農産物直売所を拠点とした販売事業の強化

販売力強化と安定した運営が図られるよう、担当者会議・研修会・店舗診断を通じて運営支援を強化する。また、スマートフォンアプリ等を活用したJAの直接販売について情報提

供・支援を行う。

4. 消費者との信頼を築く食の安全・安心対策

(1) 生産履歴記帳運動の徹底

- ① 現地確認検査を実施し、適正な記帳・確認事務の徹底を図る。
- ② 生産履歴記帳運動の取組精度の向上・底上げに向け、JAでの生産者研修会等の支援や啓発対策を実施する。

(2) GAP（農業生産工程管理）の取組強化 【重点】

- ① 新たな「JAグループ栃木GAP推進方針」に基づき、啓発資材の作成・配布、助成措置の実施等に取り組む。
- ② 栃木県GAP等第三者確認に取り組む生産部会等の個別支援を行う。
- ③ ICTを活用した農業生産工程管理のシステムについて研究・導入をはかり、JAにおける取り組みを支援する。
- ④ 「栃木いちごGAP」について、栃木県と連携し、内部点検の取り組みを支援し、外部検査を実施する。

(3) 改正食品衛生法に対応した衛生管理への取組支援

改正食品衛生法に対応し、HACCPに沿った衛生管理について、本格施行（令和3年6月）に向けて、直売所の取り組みを支援する。

(4) 消費者への情報提供

消費者交流会（フォーラム等）の開催やホームページの活用により、安全・安心対策についての消費者との相互理解を促進する。

(5) 農産物の安全性に関する危機管理対応

JAグループ栃木安全・安心な農産物供給対策本部の運営を通じて、県域における危機管理体制を整備し、必要な対応を行う。

なお、各分析機関の適正性を確認するため、精度管理を実施する。

(6) 使用済農業生産資材の適正処理推進

農業用廃プラスチックや不要農薬等の適正処理について、研修会を開催するとともに、生産者向けの広報啓発について、地域協議会を支援する。

(7) 原発事故対策の実施

原発事故損害賠償対策県協議会の運営を通じて、損害賠償金の早期全額支払いに向け、請求・支払事務を適切に実施する。また、今後の損害賠償について、協議会組織のあり方を含め、検討を行う。

5. 労働力支援・確保対策 【重点】

行政等関係機関と連携しながら、次の取り組みを通じてJ A・担い手への支援を行う。

- ① J Aの取り組む「無料職業紹介事業」を適切に支援するとともに、多くの求職者が集まるようWEBサイト「とちぎの農業で働こう！」を効果的に運用する。
- ② 「プラスアグリ協同組合」が円滑に外国人技能実習生の受入れができるよう「外国人材活用協議会」の運営を通じて支援する。

6. 新たな担い手の育成や担い手のレベルアップ対策

(1) 新規就農者対策の強化

- ① J Aが正組合員の経営全体の継承を円滑かつ総合的にサポートする相談体制を構築し、親から子（親元就農者）への「事業承継」の取り組みをすすめるための支援を行う。
- ② 行政等関係機関と連携し、就農相談会等において栃木の農業や支援パッケージのPRを実施し、農外参入者確保に努めるとともに、肥料・農薬や簿記・税務等農業の基礎知識習得に向けた研修会を開催する。

(2) 農業経営管理支援（経営分析・診断）の強化

- ① 農業簿記記帳代行業の利用者拡大を支援するとともに、記帳代行結果や「農産物生産・販売分析資料」のデータ等を活用して、品質・単収向上、生産コスト削減等の農業所得の増大に資するJ Aにおけるコンサルティング機能の強化を支援する。
- ② 本県の多くの農業者が活用している「ソリマチ農業簿記システム」のクラウド化を研究するとともに、新たな経営分析資料の作成を検討する。【重点】
- ③ 会計・税務等に精通した農業管理支援担当者並びに農家に対するコンサルティングに対応できる営農指導員等を養成する。

(3) J A出資型農業法人等の運営支援

J A出資型農業法人等の経営体質の強化を目的に、収支改善対策を検討・支援するとともに、優良事例のノウハウの共有等をはかる。

(4) 集落営農の組織化・法人化の取り組み

- ① J Aと連携し、耕種部門の効率化や生産性向上、作付品目の転換や複合経営等による所得の増大を図るため、地域の農業者と徹底した対話・合意を通じた集落営農の組織化・法人化をすすめる。
- ② 高齢化や後継者不足が進展している既存の集落営農組織に対して、集落全体の話し合いに基づく将来構想（ビジョン）の策定を支援する。
- ③ 集落営農組織への経理支援並びに法人組織への経理記帳・申告支援等を実施する。

(5) 担い手の営農を支える支援

- ① 関係機関と連携して農作業事故防止対策を徹底し、事故発生ゼロを目指すとともに、万が一の事故に備えて労災保険特別加入をすすめる。

- ② 担い手が将来にわたり安定した生活が送れるよう、農業者年金の加入促進を行う。

7. 営農・経済事業の経営資源の強化

(1) 営農・経済部門の人材育成

- ① 営農指導員の資質向上を目指し、営農指導員資格認証研修会・試験を実施する。
- ② 全農と連携して、営農指導員・営農経済渉外員研修の内容の高度化・充実化をはかる。

8. 持続可能な農業の実現に向けた農業政策の提案・確立

(1) 政策支援の充実を求めるための農政活動の強化

農業者の所得増大に資する政策提案を充実し、その実現に向けて国・県等に対する農政活動を実施する。特に新たな「総合的なTPP等関連政策大綱」や「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、実効性のある国内対策の実施を求める。

(2) 農業政策の提案と責任ある政策推進

- ① 行政・関係機関と広く連携し、実現した農業政策等に対して責任ある政策推進を実践する。
- ② 農政関連情報について、JA等に迅速かつ的確に情報発信・提供を行う。

(3) 令和3年産米の需給対策 **【重点】**

令和3年産主食用米の需要に応じた生産の実現を図るため、県農業再生協議会・JA等関係団体と一体となって非主食用米を中心とした作付転換を進める。

II. 「地域の活性化」への貢献

1. 地域実態・ニーズをふまえたJA事業とJAくらしの活動の展開

(1) 介護保険事業等を通じたセーフティネット機能の発揮

- ① 介護保険事業診断実施JAのフォローとJAの要請にもとづく個別支援を実施する。
- ② 介護保険事業について、収支結果を把握し収支改善を支援するとともに、介護保険制度の改正を踏まえた運営改善を支援する。
- ③ 助けあい組織等の活動支援を行うとともに、JAで実施する認知症サポーター養成研修会の開催を支援する。

2. 地域の多様な組織との連携強化による役割発揮

(1) 地方公共団体等との連携強化

栃木県と本会で締結した地域包括連携協定に基づき具体的な連携事項を実践する。また、JA・市町間で締結されている協定の取り組みの実効が上がるよう支援する。

(2) 協同組合間・農林漁商工業団体との連携強化

協同組合相互の理解促進を図るため、全国組織 J C A の取り組みに参加するとともに、他組織と連携して協同組合交流会を実施する。

Ⅲ. 組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の確立

1. 正・准組合員のメンバーシップの強化 【重点】

- ① 「組合員との対話活動」により組合員のニーズを把握するとともに、J A 運営の改善につなげる取り組みを支援する。特に、正組合員次世代層への対話活動の実践を支援する。
- ② 組合員とのアクティブ・メンバーシップ強化のため、意見反映・運営参画の仕組みについて優良事例等の情報提供を行い、J A での実践を支援する。

2. 准組合員の「食と農」に基づくメンバーシップの強化

- ① 准組合員を「農業振興の応援団」と位置づけ、「食べて応援」「作って応援」「手伝って応援」の取り組みについて優良事例の情報提供等を行う。
- ② 准組合員の J A 理解の促進と参加・参画に向け、准組合員モニター制度の実施や支店運営委員会への参画などの取り組み実施を支援する。
- ③ 准組合員やくらしの活動参加者に対し J A 組織・事業への結びつきを深めるため、WEB を活用したイベント実施や情報発信について検討・支援する。

3. 青年部・女性組織のメンバーシップ強化と活性化

- ① J A 青（壮）年部でポリシーブックの作成と活用が進むよう、J A 事務局と連携して支援する。
- ② 本県目標（正組合員の 25%、総代の 10%、役員の 10%）に基づき女性の運営参画をすすめる。特に女性総代について J A の改選時期にあわせ個別に支援する。
- ③ 女性会の次世代を担うフレッシュミズ層の拡大をはかるため、J A における活動の場づくりと参加者のネットワークづくりを支援する。

4. 組合員の学びの場づくり

- ① J A の「組合員の学びの場づくり」（組合員学習）の実践を支援する。
- ② 協同組合理念の浸透および組合員との対話力を高めるための職員研修（信頼度・対話力アップ研修会）の実施を支援する。【重点】

Ⅳ. 「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成

1. 広報機能の強化に向けた取り組み

(1) 一体的な広報機能の発揮

- ① 中央会・各連による一体的な広報の展開により「J A グループ栃木」のイメージアップ

をはかる。

ア. 下野新聞とちぎJAプラザ「ふお～you」、とちぎテレビ「イブニング6Plus」、栃木放送「今朝も元気でいってらっしゃい」、エフエム栃木「MORNING PLUS 等」を活用した広報を行う。

イ. JAの事業内容や地域貢献活動をアピールし、JAの良さを訴求する広報に取り組む。

② 県域の一体的な広報機能の発揮に向けて、各連と調整を行う。

(2) JA自己改革の情報発信の強化

組合員や地域住民の評価を高めるため、JA自己改革の取組の見える化をすすめ情報発信の強化を支援する。

2. 多様な広報手段を活用した情報発信の強化

(1) パブリシティを通じた情報発信

① JAに対して、パブリシティによる情報発信の重要性・経済効果等を周知し、積極的な取り組みを支援する。

② 記者懇談会、支局長懇談会等の実施により地元報道機関との関係性を深め、「食」「農」「協同組合」に関する情報発信の拡大に取り組む。

(2) 広報誌やウェブサイト等および各種メディアを活用した情報発信

① 広報活動コンクール、優秀記事・写真コンクールを開催し、担当者のスキルアップを図る。

② ホームページ、Facebook、LINE@等SNSを積極的に活用したJA情報の発信を支援する。

(3) 食農教育・次世代対策の実践

「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールの開催および「とちぎの農業」の作成・配布を実施する。また、農業や食料の大切さを伝える動画作成等を行う。

3. 「みんなのよい食プロジェクト」の展開

国産農畜産物の消費拡大と農業・JAの国民理解促進を図るため、「みんなのよい食プロジェクト」を展開する。

4. 組合員・地域住民との情報共有

「日本農業新聞」「家の光」三誌の組合員・地域住民への普及を通じて、農業の果たす役割とJAの意義・目的、JAの自己改革の取組みについて情報共有を促進する。

V. 自己改革の実践を支える経営・財務基盤の確立

1. 経営基盤戦略の実践

(1) 自己改革の実践を支える業務執行体制（ガバナンス）の強化

- ① 環境変化を踏まえたガバナンスの強化と自己改革の実践を図るため、地域農業の担い手や、実践的な能力を有する者の理事への登用を支援する。
- ② J Aの役員報酬審議会等に参画し、権限・責任に見合った役員報酬の設定を支援する。

(2) 持続可能なJ A経営基盤の確立・強化

- ① 営農・経済事業に対する部門別場所別分析を通じて、J Aの経済事業の収益力向上（黒字化もしくは赤字幅の圧縮）に向けた取り組みを強化する。
- ② J A経営基盤強化に向け、農林中金字都宮支店・全農とちぎ・共済連栃木と連携し、県域実践メニュー(仮称)を通じてJ A支援を強化する。**【重点】**
- ③ 事業計画の実践に向けた支援を行うとともに、その実践状況や情勢を踏まえシミュレーションを行い次年度の事業計画策定の支援を行う。
- ④ J A経営(子会社を含む)の健全性の維持と課題解決を支援するため、県版モニタリング等を通じて継続的に経営状況を確認し、必要な提案を行う。
- ⑤ A L M (年度末収支予測)に基づく経営管理(事業計画の進捗管理と対策)を支援する。
- ⑥ 法令に基づく経営情報の開示(ディスクロージャー)を支援し、J A経営の透明性の確保と信頼性の向上を促進する。

(3) コンプライアンス態勢の構築、内部管理態勢の強化 **【重点】**

- ① 不祥事ゼロに向け、J A行動規範の遵守、内部チェック機能の実効性確保、職場風土の醸成等不祥事未然防止のため、「令和3年度不祥事ゼロ運動」に取り組む。
- ② 不祥事が発生した場合は、コンプライアンス・マニュアル(不祥事対応・未然防止、危機管理対策)に基づく対応を徹底するとともに、再発防止対策の樹立・実践を支援する。
- ③ 不祥事の未然防止と内部けん制を高めるため、J A栃木ヘルプライン(内部告発制度)を周知し、通報等に適切に対応する。
- ④ 大規模災害の発生に備え、「大規模災害(BCP)への対応方針」に基づく訓練と必要な見直しを支援する。
- ⑤ 業務運営の適正性の維持・改善を図るため、J Aの内部監査及び監事監査の高度化に向けた取り組みを支援する。
- ⑥ J A全体の内部統制の品質を高位平準化できるよう、リスク担当部署・内部監査部署と連携し支援を継続する。
- ⑦ 検査監査等を踏まえた資産査定管理態勢の整備を支援する。
- ⑧ J A関係法務・税務・会計(収益認識基準を含む)に関する個別支援を充実するとともに、会議・研修を通じて情報提供を行う。

2. 財務基盤の強化

- ① 経営改革を通じて事業利益を確保し内部留保に努め、自己資本の充実が図れるよう支援する。
- ② J Aの求めに応じ営農・経済事業及びJ A出資法人等の施設投資に伴うリスクの適切なマネジメントを支援する。
- ③ J Aバンク県相援の適切な運営のため、全国の方針やJ Aバンク支援委員会の決定により所要額を積み立てる。

3. 人材育成の実践

(1) 経営者層の自己啓発

- ① 常勤役員を対象に、自己改革やトップマネジメントに資する研修を実施する。
- ② 非常勤役員や新任の理事・監事を対象に、農業情勢およびJ A経営基盤確立等に関する研修を実施する。

(2) 「人材育成基本方針」の実践

- ① J Aの「人材育成基本方針」の実践に向け必要な研修等を検討するとともに、人事制度・教育制度等の必要な見直しを支援する。
- ② 人事考課制度の見直しと考課者の高位平準化を支援する。
- ③ 職員満足度調査（E S調査）等を通じて、人材育成にかかる課題を明確にし、必要に応じて改善提案を行う。

(3) 職員教育の充実

- ① 協同組合理念の浸透と、各階層に必要な知識・スキル等を習得し、組合員とともに協同活動ができるよう階層別（基礎・応用）教育研修を行う。
- ② 「新入職員育成プラン」に基づき、連合会と連携してJ Aの新入職員育成を支援する。
- ③ 中堅職員の業務改善能力等向上のため、J Aの主催する研修会（中堅職員ステップアップ研修会等）を支援する。
- ④ J A職員として職位毎に必要な知識・技能の修得を図るため、職員資格認証研修会及び試験を実施する。
- ⑤ J A中核人材育成研修会及びフォロー研修会を開催し、J Aの将来を担う幹部職員の育成を強化する。また、修了論文等がJ A内で活用されるよう支援する。
- ⑥ 内部監査士・農協監査士受験対策研修会を開催し、受験者に対する学習支援を行う。
- ⑦ 受託研修会の実施等によりJ A主催の研修会を促進し、職員の知識・スキル向上を支援する。

(4) 職員採用活動の支援

- ① 合同就職説明会等の開催や、就職サイトの活用、統一採用試験等を通じてJ Aの職員採用を支援する。

(5) J A 栃木人材派遣会社の活用促進

人材確保を支援するため、J A 栃木人材派遣会社の活用を促進する。

VI. 中央会によるJAの支援・補完機能の強化

1. J Aグループの結集軸としての「新たな中央会」の構築

会員のニーズに応えられるよう役職員が一丸となって新たな中央会の機能発揮に向けた事業を展開する。

また、会員から期待される機能を発揮するため、高度化・専門化するJ Aの課題に対応できる職員を育成する。

2. J A自己改革の実践支援 【重点】

J A自己改革の着実な実践を支援するとともに、対話活動の展開等を通じて、その実践成果が組合員やJ Aグループ外部から高い評価が得られるよう取組を促進する。

3. 県域情報システムの運営

(1) 県域システムの更新

- ① 共用ネットワーク更新について、J A S T E M 迂回ネットワーク整備・営業店システムの導入を踏まえ一体的に検討し整理する。
- ② 出資金システムについて令和4年4月稼働に向けた再構築作業を行うとともに、販売米表システムの再構築について概要設計を行う。
- ③ 次期会計システムの導入について検討する。(令和7年度切替)
- ④ 税務申告支援システムについて、P C での運用方式からW e b 方式での運用に切り替えを行う。(令和4年度稼働)
- ⑤ I S D N 回線の廃止(令和6年1月)に伴うシステム対応について検討する。
- ⑥ 信用系帳表の全国版電子帳表システム移行に向けて、県独自帳表移行について検討し対応を行う。
- ⑦ 共用端末機の更新について、令和5年の保守期限及び共用ネットワーク更新を踏まえ、共用端末セキュリティシステムと一体的に更新方針を検討する。

(2) 情報システムの安定稼働対応

- ① 全国共同運用センターの運営主体である全国農業協同組合中央会とともに、全国共同運用センターに移行した県域システムの安定稼働に取り組む。
- ② 全国共同運用センター(クラウド環境)を利用したシステム基盤について、稼働状況を監視し、データバックアップ、セキュリティ対策、機器・ソフトウェアの保守等を行い、安定稼働に努める。
- ③ 端末機及び共用ネットワークについて、各J A の設置・敷設状況を管理し、店舗新築・改装等に伴う、増設・移設・廃止の対応を行う。

- ④ 県域システム等の定例及び臨時処理、データ等の受付・返却処理など、安全・確実なオペレーションを行う。
- ⑤ J Aとの個別検討会等を通じて、情報システムの有効活用を提案するとともに、電算センター業務に対する意見・要望を把握する。
- ⑥ 県域システムの維持管理及び機能拡充を行う。
- ⑦ Compass-JA の電子申告義務化対応を行う。
- ⑧ 米麦システムの制度改正等に伴う対応を行う。
- ⑨ 県域システムの未利用 J Aに対する利用促進を行う。
- ⑩ パソコンシステムの維持管理と機能拡張を行う。
- ⑪ J Aのサイバーセキュリティ対応等情報セキュリティ強化に向けた支援を行うとともに、ソフトウェアライセンスの適正管理等、情報システムに係る J A支援を行う。
- ⑫ J A S T E Mシステムの仕様変更に対し、農林中央金庫宇都宮支店と連携し、県独自システムの対応、本番対応等を行う。
- ⑬ 共済業務仕組み改訂に対応し、共済資金収納管理システムの変更等を行う。
- ⑭ 各情報システムの J Aでの利活用を支援する。
- ⑮ 共用端末機・購買用共用端末機の Windows10 のバージョンアップを行う。
- ⑯ J A及び各連合会と連携し、システムの導入・更新等に関する総合調整を行う。
- ⑰ 店舗統廃合に関して、システム対応・機器増移設・各連との総合調整等、必要な対応を行う。

